

災害時における物資供給及び物資配送に関する
協定書

令和元年9月12日

鈴 鹿 市

生活協同組合コープみえ

災害時における物資供給及び物資配送に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみえ（以下「乙」という。）とは、災害時における物資供給及び物資配送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う物資供給及び物資配送の協力要請に関し、その手続等について定め、災害時における被災者の支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請及び受託）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）乙が調達可能な物資の供給
- （2）支援物資及び甲が管理する災害用備蓄品の避難所等への配送
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

（協力要請の手続）

第3条 甲が前条の規定による協力を必要とするときは、文書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、受託した業務が終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（第2号様式）により、必要事項を報告するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 第2条に規定する供給物資の内容及び引き渡し場所並びに配送場所については、甲が指定するものとし、当該場所に甲又は甲の指定する者が品目及び数量を確認するものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づき、乙が受託した業務に要した費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 乙が甲以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲からの協力要請に積極的に努めるものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(補償)

第8条 甲の協力要請により、第2条に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

2 乙は前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(情報の共有等)

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らかの意思表示

がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年9月12日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

乙 三重県津市羽所町379番地
生活協同組合コープみえ
理事長

第1号様式

年 月 日

生活協同組合コープみえ
理事長 様

鈴鹿市長

要請書

「災害時における物資供給及び物資配送に関する協定」 第3条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1 災害の種類及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容

依頼 番号	要請日	供給物資の 内容・数量	配送物資の 内容・数量	場所		備考
				配送元	配送先	

問い合わせ先

課（災害対策本部 班）

電話

FAX

担当

第2号様式

年 月 日

鈴鹿市長 様

生活協同組合コープみえ
理事長

報告書

「災害時における物資供給及び物資配送に関する協定」 第3条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

供給又は配送した物資の内容

依頼 番号	引渡日	供給物資の 内容・数量	配送物資の 内容・数量	場所		受取者 氏名	備考
				配送先	配送元		

問い合わせ先

電話

担当

FAX